

## [事案 2023-116] 障害給付金支払等請求

・令和6年3月18日 裁定終了

### <事案の概要>

約款上の不慮の事故に該当しないことを理由に、障害給付金が支払われなかったことを不服として、障害給付金の支払いと保険料払込免除の適用を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎椎間板ヘルニアを発症したため、平成10年1月に契約した終身保険にもとづき障害給付金を請求したところ、約款に定める障害給付金の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、障害給付金を支払い、保険料払込免除を適用してほしい。

- (1) 労働災害と認定されており、障害厚生年金の支給および障害者手帳も交付されている。また、他生命保険会社では障害給付金の支払いを受けている。
- (2) 地方労災医は、「重量物の運搬により椎間板に圧力がかかり、線維輪に亀裂が生じ、ある時点で内部の髄核が亀裂部より脱出した」との判断を示しており、この「ある時点」が「不慮の事故」が起きた時である。
- (3) 自分のヘルニアは、本契約の傷害特約条項に定める不慮の事故に該当する。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 地方労災医の意見は、申立人の業務とヘルニア発症との因果関係を認める旨を労働基準監督署に回答したものであり、当該ヘルニアの発症が不慮の事故の要件を満たす根拠にはならない。保険給付実地調査復命書の調査官の意見では、災害性(事故)は否定されている。
- (2) 申立人の脊柱障害については、著しい運動障害の状態に該当することは確認できるものの、不慮の事故を直接の原因とした障害給付金の支払事由および保険料払込免除事由には該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、障害給付金の支払い等は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。